

# Ⅲ 災害発生時の対応

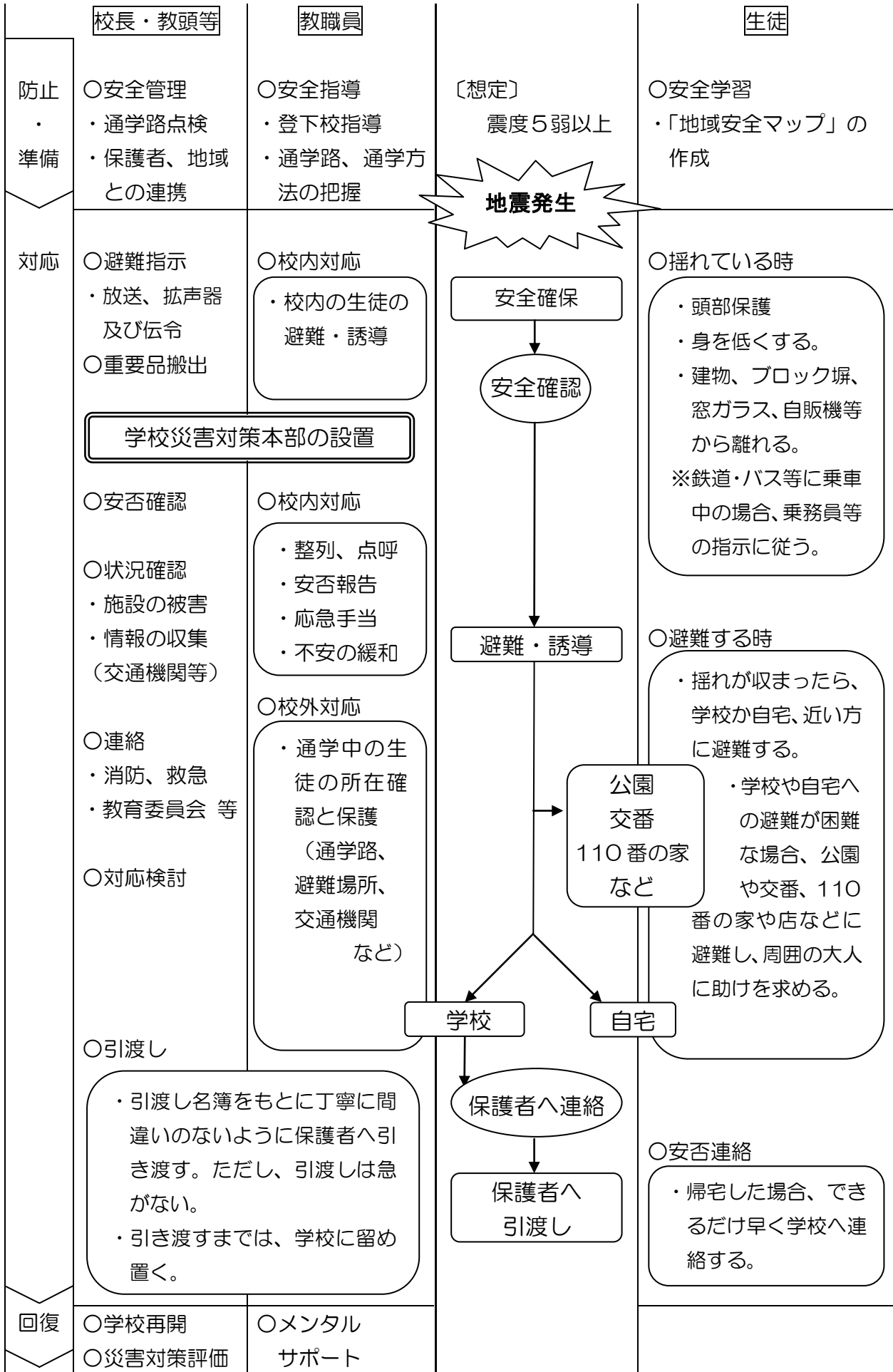
## 1 生徒への避難指示

### (1) 生徒在校時

教職員は安全を確保しながら、安全な場所に生徒を避難・誘導する。

		校長・教頭等	教職員	生徒
防止・準備	〔想定〕 震度5弱以上	○安全管理 ・施設設備 ・火災報知器 ・緊急地震速報を利用した避難訓練	○安全指導 ・避難経路の確認 ・「おかしもち」の約束 ※(P15を参照) ・ヘルメット、座布団、厚い本の準備	○安全学習
対応	地震発生		○揺れている時 ・危険回避「机の下にもぐりなさい！」 ・不安の緩和「大丈夫、落ちついて」 ・出口確保、二次災害防止（電気・ガス等）	
	生徒の安全確保			
	避難決定	○避難指示 ・放送、拡声器及び伝令	○避難するとき ・迅速な安否確認 ・避難指示「校庭へ避難します、整列！」 「上ばきのまま、外へ出ます」 ・安全指示（頭部保護、「おかしもち」約束） ・生徒名簿の携帯 ・教職員の連携（誘導、初期消火、検索）	
	一次避難（校舎外へ）	○重要品搬出		
	学校災害対策本部の設置	○安否確認	○校舎外へ出たら ・整列 ・点呼（必ず顔を確認しながら名前を呼ぶ） ・安否報告 「〇年〇組、在籍〇名、全員避難完了」 ・応急手当 ・不安の緩和 生徒に寄り添い、対話で緊張・不安を和らげる。	
回復	安全確認	○状況確認 ・施設の被害 ・情報の収集		
	危険な場合	○連絡 ・消防、救急 ・教育委員会等		
	二次避難（校地外へ）	○対応検討	○引渡し ・引渡し名簿をもとに、丁寧に間違いのないように保護者へ引き渡す。 ・引き渡すまでは、学校で保護する。	
	保護者へ連絡		○メンタルサポート	
	保護者へ引渡し	○学校再開 ○災害対策評価	・全ての生徒に対してケアを行う。	

(2) 生徒登下校時



#### ア 事前指導

生徒が登下校中に大規模な地震が発生した場合、生徒自身が自分の身を守る行動及び学校や家庭との連絡方法について、事前指導を行う。

（自転車利用通学者、公共交通機関利用通学者、徒歩通学者）

①落下物から身を守る。

・看板、外壁、ビルの窓ガラス 等

②安全な場所へ直ちに避難する。

・最寄りの避難所 ・指定避難場所 ・近くの公園、空き地 等

③公共交通機関（バス、電車等）に乗車中は、運転手、駅員の指示に従う。

④危険な場所には近付かない。

・古い建物 ・建設中の建物 ・ブロック塀、石塀 ・自動販売機  
・切れた電線 ・火災現場 ・ガスの臭いがする場所 ・地割れ  
・崖下 ・川岸 ・橋の上 等

⑤学校か自宅に近い方に避難する。（周囲の状況をよく見極めた上で）

⑥自助と共助について

・自分の命は自分で守ることを最優先させる。（自助）  
・場合によっては自分自身の安全を確保した上で、他人と協力して人を助けたり、周囲と協力しながら避難したりすることがある。（共助）  
・不確かな情報に惑わされないように落ち着いて行動する。

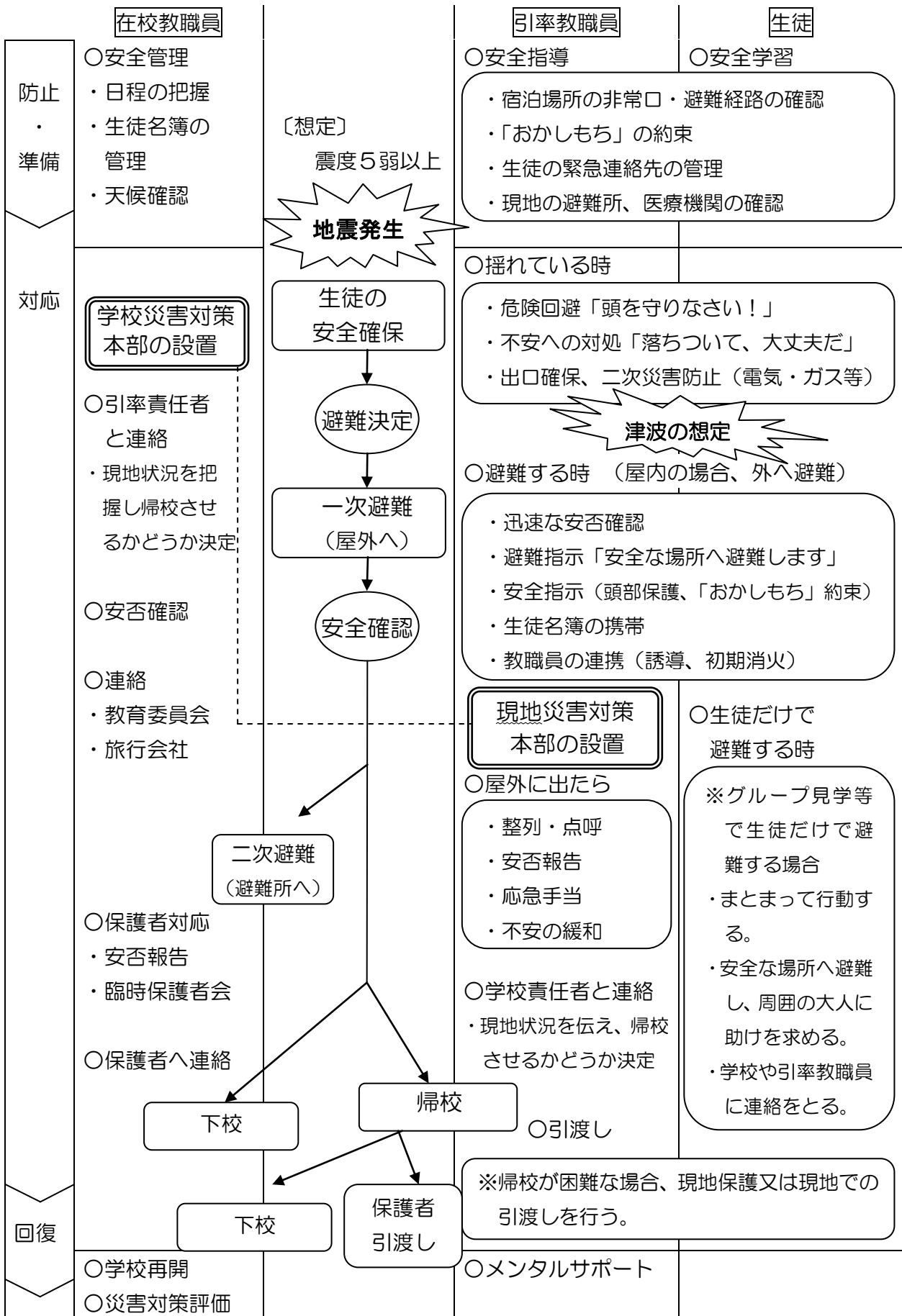


※ 『おかしもち』の約束

おさない … 転倒を防止する。  
かけない … 校舎内は走らない。  
しゃべらない … 教職員の指示をしっかりと聞く  
もどらない … 自分の生命を守ることを最優先に考える。  
ちかづかない … 危険に近付かないように逃げる。

(3) 校外行事

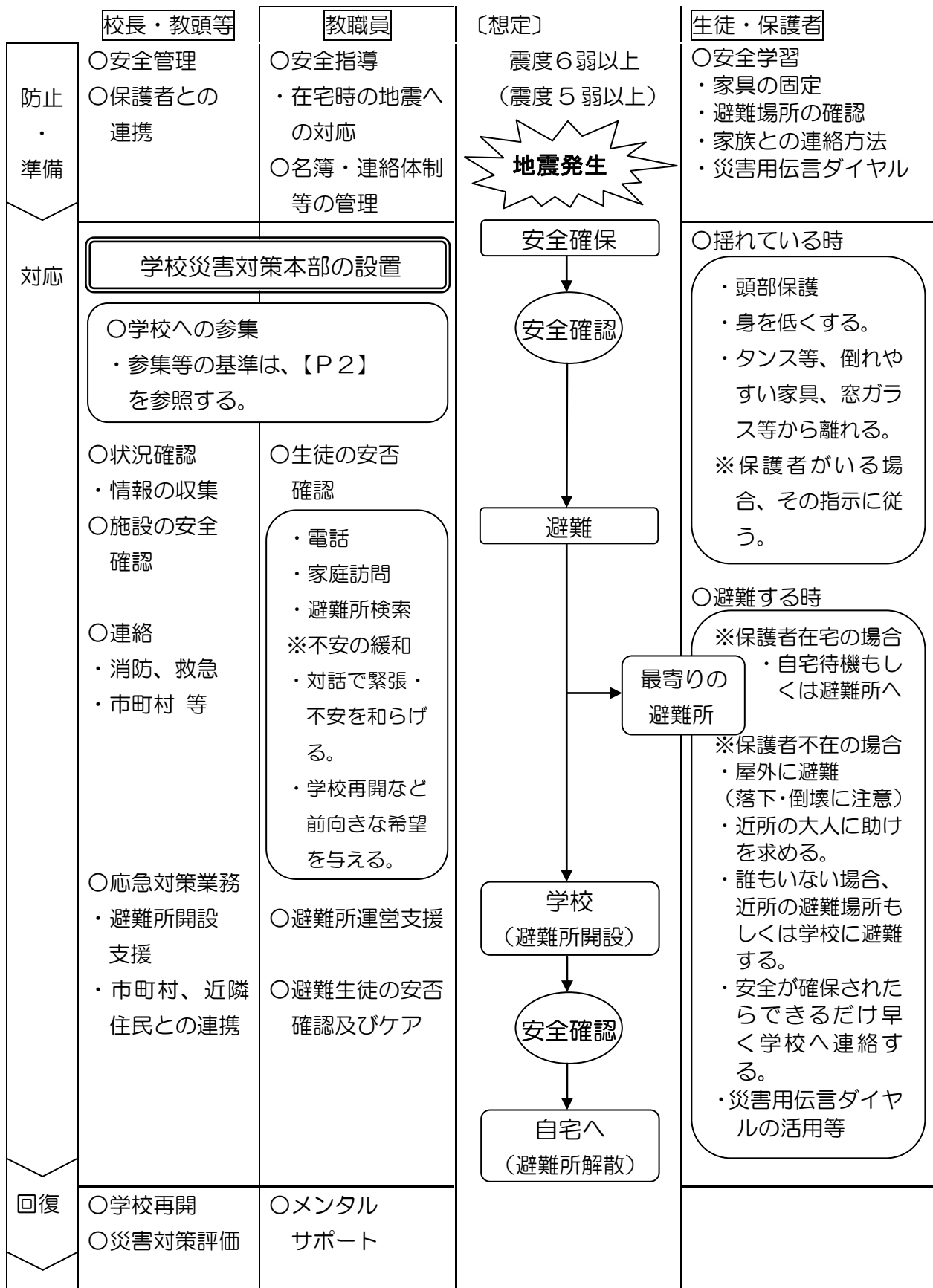
各学校で行う「遠足」「修学旅行」等は、震災発生時の対応を想定し計画する。



(4) 在宅時

ア 公共交通機関の運行が再開され、登校の安全が確認されるまでは自宅で待機する。

イ 登校又は待機の指示は、学校のホームページなどで生徒に知らせる。

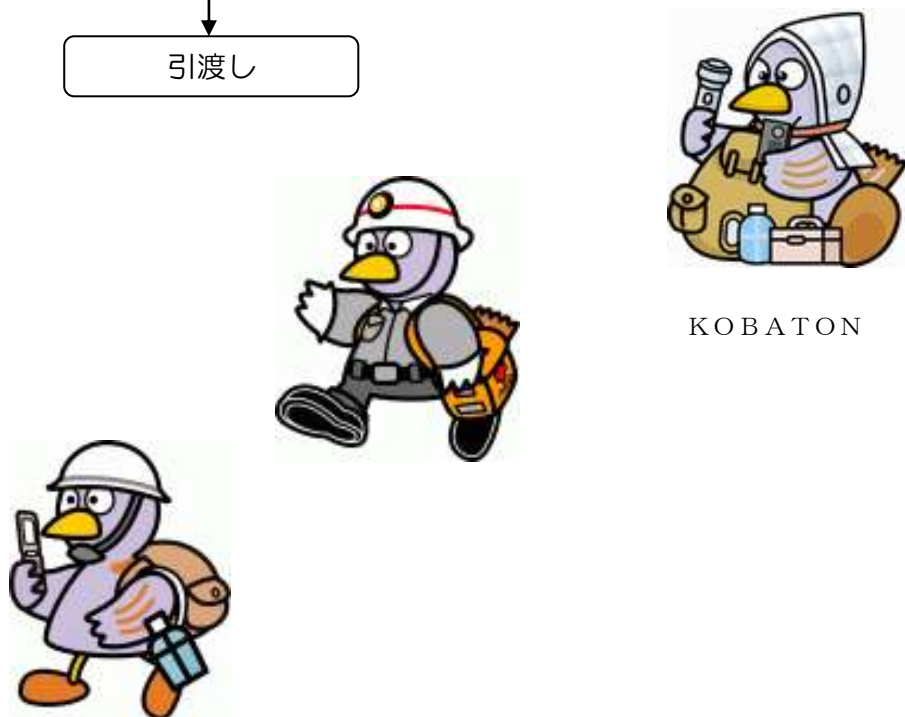
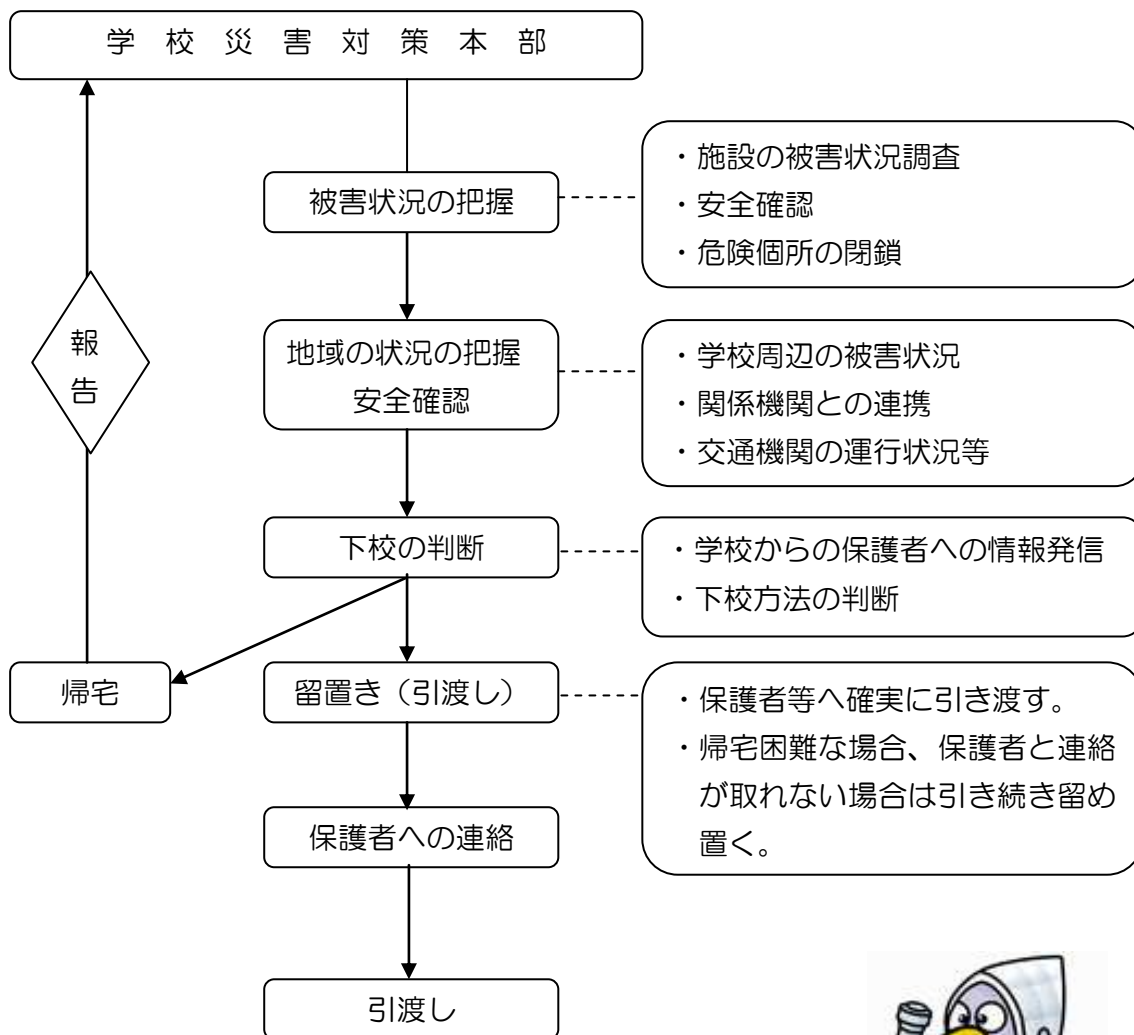


(5) 生徒の保護者への引渡し

公共交通機関に影響があり、道路状況等、安全が確認されない場合は、学校に留め置き、保護者等に確実に引き渡す。

道路状況等の安全が確認され、自転車、徒歩、公共交通機関等により自力で下校できる場合は下校させ、帰宅後は学校へ報告させる。

ア 引渡しまでの手順



## 2 公共交通機関混乱への対応

### (1) 運行状況の確認

- ア 運行状況は、テレビやラジオのニュースで情報収集する。停電した場合、ラジオが一番確実である。
- イ 鉄道会社及びバス会社等へ直接電話し、運行状況を確認する。
- ウ 運行が再開されても、大変混雑して危険なため様々な情報を収集した後、安全を確認した上で下校させる。

### (2) 生徒帰宅の対応

- ア 電源が確保されている場合、保護者との連絡が重要なポイントとなる。大地震後、学校周辺の状況等が落ち着いてから保護者に迎えにきてもらう。その場合、ホームページに生徒の安否情報を掲載する。
- イ 公共交通機関に影響があり、安全が確認できない場合は保護者が引き取る。通学経路の安全が確認できている場合のみ、注意して帰宅させる。それ以外は学校で待機させる。
- ウ 状況が落ち着き次第、学校で電話が通じた場合、保護者との連絡を始める。ただし、電話回線が複数ある場合、一回線は残しておく。外部との連絡用とする。
- エ 可能な限り、保護者との連絡確認を継続する。



(3) 帰宅困難者の対応

- ・羽生市と連絡を取り、備蓄品等の対応をする。
- ・近隣の避難住民や帰宅困難者が出た場合、市町村と連携し、立入禁止区域及び開放区域を指定する。
- ・状況が落ち着いた段階で、生徒を直接保護者へ引き渡す。
- ・医療的ケアが必要な生徒については、近隣の医療機関へ協力を要請する。

